

自治基本条例の制定

【行政経営課】

1 目的

本市にふさわしい自治の実現を目指すため、「自治の理念」、「市民の権利と責務」、「市政運営の基本原則」や「市民協働」等を規定する自治基本条例を制定する。

2 概要

自治基本条例は、本市の自治の基本を定める最高法規であり、他の条例の規範となるものである。

自治基本条例に規定することが想定される主要な事項は、次のとおりである。

- ・ 総則的部分（条例の位置づけ、定義、自治の理念など）
- ・ 市民の権利と責務
- ・ 執行機関、議会の役割
- ・ 市政参画、市民協働に関する制度（協働の原則、情報公開の仕組みなど）
- ・ 市政運営に関する制度（総合計画、財政運営、行政評価、行政手続など）

3 スケジュール

- ・ 17年5月 庁内検討組織（自治基本条例検討委員会）の設置
- ・ 18年6月 庁外検討組織（宇都宮市自治基本条例を考える会議）の設置
2か月に1回程度開催
意見交換を行いながら自治の仕組みや基本原則等を検討
- ・ 19年度 宇都宮市自治基本条例を考える会議の運営
市民との意見交換会、シンポジウムの開催